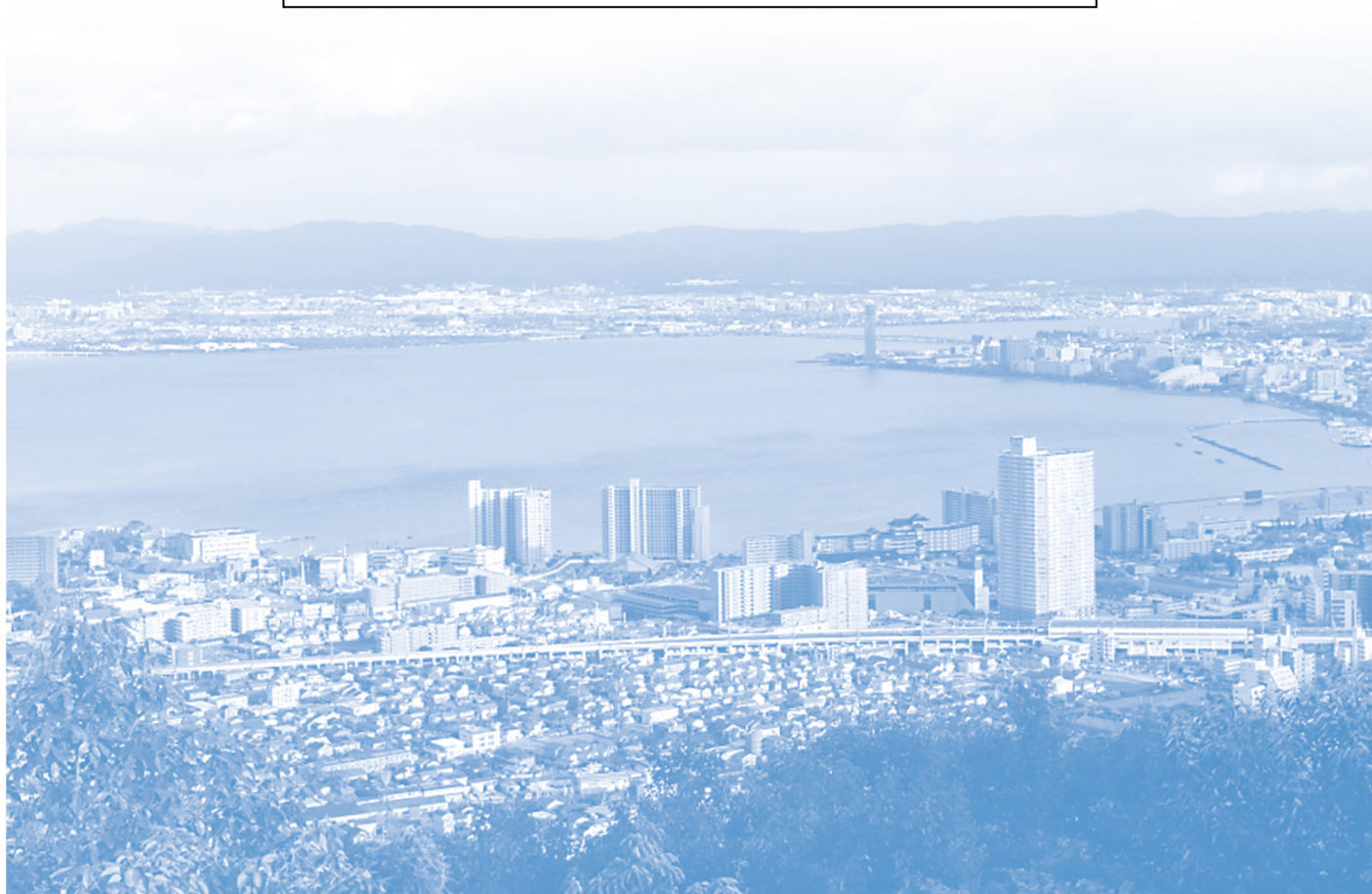


第VI章 その他



※第VI章内の参照項目（例 青文字の 2.3.1 等）については、本書ではなく、国土交通省発行の「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準 令和3[2021]3月改訂」の該当ページを参照してください。



1 改正された要項

[1] 令和3年3月改正概要

高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準の改正概要 (令和3年3月) 国土交通省

- 「建築設計標準」とは、全ての建築物が利用者にとって使いやすいものとして整備させることを目的に、設計者をはじめ、建築主、審査者、施設管理者、利用者に対して、適切な設計情報を提供するバリアフリー設計のガイドラインとして定めたものです。
- 国土交通省では、建築物のバリアフリー化の一層の推進のため、令和2年1月から学識経験者、高齢者・障害者団体、事業者団体、建築関係団体、地方公共団体等から構成される検討会及び小規模店舗WGを設置して、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」の改正すべき内容について検討を行い、令和3年3月に策定・公表した。

現状の課題

- 店舗内部の障壁となっている
 - ① 入口の段差解消・扉幅の確保、② 可動席の設置等のバリアフリー整備を進めるべき。
- 備品対応、従業員の接遇や社内研修の充実、情報提供等のソフト面の充実が必要。

- 標準的なスペースでの対応が困難な重度の障害や介助者の利用を想定した整備を考慮すべき。(車椅子トイレ及び駐車場等)

- 「多機能便房」に利用が集中している実態があるため、機能の分散化や適正利用の推進、案内表示の見直し等が必要。

- 設計段階から当事者の意見を取り入れた取組や小規模店舗の優良事例を掲載すべき。

主な改正事項

1 小規模店舗のバリアフリー設計等に関する考え方・留意点の充実

- 出入口は段差を設けない、かつ有効幅員は80cm以上、通路は90cm以上とする旨を記載
- 飲食店は車椅子のまま食事ができるよう、原則として可動式の椅子席を設ける旨を記載
- 備品による移動の支援や接遇、適切な情報提供、従業員教育等のソフト面の工夫を充実

2 重度の障害、介助者等に配慮したバリアフリー設計等に関する考え方・留意点の充実

- 車椅子使用者用便房の大きさについての見直し
 [対象:全ての建築物] 配管収納部分等を除いた有効内法寸法2m以上角を確保する旨を明示
 [対象:2千㎡以上の不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物] 大型の電動車椅子使用者(座位変換型)等が回転できるよう、便房内の内接円の大きさは、『直径150cm以上』⇒『直径180cm以上』を設けることに改正
- 多機能便房の機能分散化や個別機能を備えた便房の適正利用の推進、案内表示の追加
 高齢者、障害者等が利用する各種便房を総称して『高齢者障害者等用便房(バリアフリートイレ)』と位置づけて、モデル例の見直しや設計例の追加を行い、設計の考え方を充実
- 車椅子使用者用駐車施設等の必要な高さの見直し(運用面の柔軟な対応を含む)
 車椅子用リフト付き福祉車両の車両高さ(2.3m以上)に対応した必要な有効高さを確保すると明示(従来は「望ましい」)、断面図も追加してより明確に改正(屋内の車椅子使用者用駐車施設も対象)

3 建築物のバリアフリーに関する優良事例の追加

- 国立競技場、小規模店舗、病院、歴史的建造物等の優良な設計事例を追加
- 設計段階から障害当事者等の意見を取り入れた設計プロセスの事例を掲載

1

1 小規模店舗のバリアフリー設計等に関する考え方・留意点の充実 国土交通省

- ① 出入口は段差を設けない、かつ有効幅員は80cm以上、通路は90cm以上とする旨を記載
- ② 飲食店は車椅子のまま食事ができるよう、原則として可動式の椅子席を設ける旨を記載
- ③ 備品による移動の支援や接遇、適切な情報提供、従業員教育等のソフト面の工夫を充実

現行 (なし)

改正

【出入口・店舗内部の通路の確保等】①

- ・ 出入口の有効幅員は80cm以上とし、その前後には高低差がないものとする。
- ・ 店舗内及び通路には段差を設けない。
- ・ 通路は、車椅子使用者等が円滑に移動できる有効幅員90cm以上を確保する。

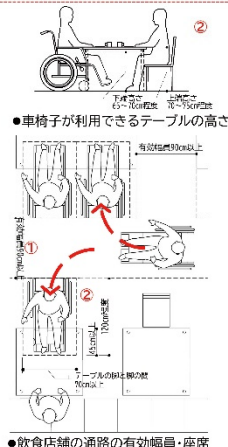
【車椅子使用者が利用できる席(飲食店)】②

- ・ 車椅子使用者が車椅子のまま食事ができるよう、原則として可動式の椅子席とする。
- ・ 固定席を設ける場合には、可動式の椅子席を併せて設ける。ただし、客席総数の1/2以上の席を可動席とすることが望ましい。
- ・ また、可動式のテーブルや落ち着いて食事ができる等の多様なニーズへの対応として個室を用意することが望ましい。

【利用の支援やコミュニケーションのための備品の活用等(ソフト面の対応)】③



【モデル・設計例】①



2

2. 1 2 店舗内部

◆ 設計の考え方 ◆

- ・高齢者、障害者等の社会参加や外出等の機会をさらに促進するため、高齢者、障害者等が円滑に利用できる環境の整備が求められており、特に日常生活において利用される用途の建築物（物販店舗・飲食店舗・サービス店舗・診療所等）は、建築物の規模にかかわらず、高齢者、障害者等が円滑に利用できるものであることが求められている。
- ・建築物の所有者・施設管理者及び店舗等の事業者には、これらのニーズに対応するよう店舗の内部空間を整備することが求められる。
- ・また複数の店舗や事務用途等により構成されるテナントビルの所有者・施設管理者には、テナントの入れ替え等に影響されずに利用者の利便性を確保することができるよう、テナントの貸方基準や自社の設計基準等に店舗内部のバリアフリー化を位置づけることや、店舗等の出入口に至る共用部分の経路を高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路として整備すること、高齢者、障害者等が円滑に利用できる便所・洗面所を共用部分に設けることが求められる。
- ・店舗及び店舗のある建築物のバリアフリー対応は、建築物の所有者・施設管理者及び店舗等の事業者にとって、今後の利用者拡大につながる重要な取り組みでもある。

◆ 設計のポイント ◆

- ・高齢者、障害者等と他の利用者が同じ店舗の主出入口を利用できるように計画する。
- ・店舗内の動線計画は、利用者にわかりやすいものとし、見通しを確保する。
- ・飲食店舗においては、車椅子使用者が車椅子のまま食事ができるよう、原則として可動式の椅子席とする。また、可動式のテーブルを設ける等により、レイアウト変更や車椅子使用者の通路幅員の確保等が容易になり、フレキシブルな全体計画を行う。
- ・通路は、車椅子使用者や白杖を持った視覚障害者、補助犬を連れた障害者等が円滑に移動できる有効幅員（90cm以上）を確保する。
- ・店舗内及び通路には、原則として段を設けない。
- ・通路に傾斜路を設ける場合には、車椅子使用者が安全に昇降できる幅員や形状とする。
- ・壁や商品棚には、視覚障害者が杖で把握できないような突出物を設けない。
- ・床の仕上げは、滑りにくいものとする。

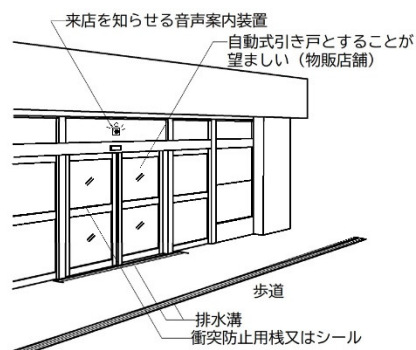
2.12.1 店舗内部に共通する設計標準

(1) 有効幅員、空間の確保等

① 店舗の出入口等

- ・出入口の有効幅員は、80cm以上とする。
- ・2以上の出入口を併設する場合には、そのうち1以上の出入口の有効幅員は、90cm以上とすることが望ましい。
- ・店舗にバルコニー（避難用バルコニーを含む）、テラス等を設ける場合、バルコニー、テラス等への主要な出入口の有効幅員は、80cm以上とすることが望ましい。
- ・店舗の出入口や店舗内部の主要な経路に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。
- ・開閉動作から見ると、引き戸の方が開き戸より使いやすく、また自動式の方が手動式より使いやすい。
- ・物販店舗等の出入口の戸は、買い物袋と杖・白杖等を両手に持った高齢者、障害者等の利用にも配慮し、自動式引き戸とすることが望ましい。
- ・バルコニー、テラス等への主要な出入口の戸は、車椅子使用者等が容易に開閉して通過できる構造とすることが望ましい。また、その前後に高低差がないものとする。
- ・出入口に設けるインターホンの周囲には、カートや搬入商品等の保管場所を設けない。
- ・その他、店舗の出入口については、**2.3.1 建築物の出入口の設計標準**、**2.8.1 利用居室の出入口の設計標準**を参照。

<出入口の例>



② 通路の有効幅員、空間の確保

- ・主要な経路¹上の通路には、25m以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設ける。
- ・25m以内ごとに設ける車椅子の転回に支障がない場所は、原則として140cm角以上とする。
- ・店舗の出入口、バルコニー等の外部への出入口、車椅子使用者が利用できる便房（車椅子使用者用便房、車椅子使用者用簡易型便房等）の出入口では、その付近に、車椅子使用者が方向転回できるよう水平なスペースを設けることが望ましい。

¹ 主要な経路（店舗内部の室内通路）：

- ・共通：店舗内に車椅子使用者用便房、又は車椅子使用者用簡易型便房（以下、「車椅子使用者用便房等」という。）を設置する場合には、店舗の出入口から当該車椅子使用者用便房等に至る経路
- ・物販店舗：すべての経路
- ・サービス店舗：店舗の出入口から車椅子使用者が利用できる記載台、サービスカウンター等まで至る経路
- ・飲食店舗：店舗の出入口から、席に至る経路、及び席から、店舗内の車椅子使用者用便房等に至る経路

・会計・相談カウンターの前やショーケースの前等、従業員と利用者が正対する通路の幅は、140cm以上とする。面積や構造による制約があり、やむを得ない場合は120cm以上とする。

・主要な経路上の通路には、段差を設けない。（傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合を除く。）

・主要な経路上の通路に傾斜路を設ける場合、傾斜路の幅は90cm以上とし、傾斜路の勾配は、1/12を超えないものとする。高さが16cm以下のものにあつては、1/8を超えないものとすることができる。

・傾斜路の勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超える傾斜がある部分には、手すりを設ける。

・エレベーターについては、2. 6. 1 エレベーターの設計標準、エスカレーターについては、2. 6. 2 エスカレーターの設計標準を参照。

・その他の昇降機（段差解消機）については、2. 1 4 B段差解消機を参照。

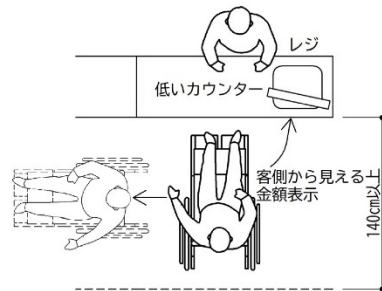
・主要な経路上に設ける出入口の有効幅員は、80cm以上とする。

・主要な経路上の通路には原則として、壁からの突出物を設けない。

・やむを得ず、床から高さ65cm以上の部分に壁から突出物を設ける場合は、視覚障害者の白杖の位置に配慮し、突き出し部分を10cm以下とする。

・通路沿いに設ける設備機器・備品（消火器、冷蔵庫、棚等）は、有効幅員の確保や手すり・壁による視覚障害者の連続的な誘導の妨げにならない位置に設ける。

<カウンター前の通路の例>



<設計例>



・廊下上の壁埋込型消火器ボックス



・主動線（廊下）の妨げにならないベンチ

・階段については、2. 5. 1 階段の設計標準を参照。

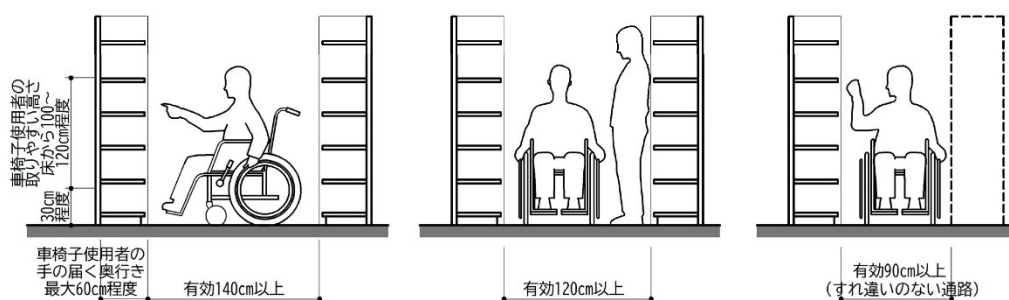
ア. 物販店舗の通路

・主要な経路上の通路で商品棚間の有効幅員は120cmとする（車椅子使用者が商品を取り出しやすいようにする）。ただし、片側商品棚の場合は90cm以上とする。

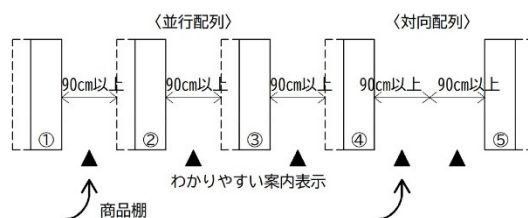
・レジカウンター前のレーンは、1レーンに対して車椅子使用者等が通れる有効幅員90cm以上を確保する。

2.12 店舗内部

<物販店舗の通路の例>



<物販店舗のレジ前の通路の例>



<設計例>



・スーパーマーケットの通路
(有効幅員120cm)

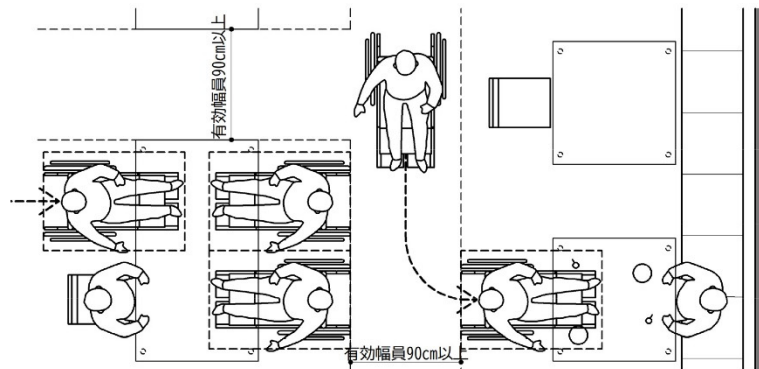


・レジカウンター (対面配列)
(有効幅員90cm×2=180cm)

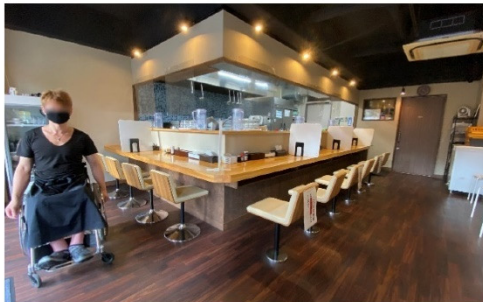
イ. 飲食店舗・サービス店舗の通路

- ・主要な経路上の通路の有効幅員は、90cm以上とする。飲食店舗の場合は椅子に座った状態でも90cm以上を確保する。
- ・横向きの人と車椅子使用者のすれ違いがある通路については、120cm以上とすることが望ましい。
- ・飲食店舗の配膳カウンター前の通路は、カウンター待ちの背後の通行を考慮し、150～180cm程度を確保する。

< 飲食店舗の通路の例 >



< 設計例 >



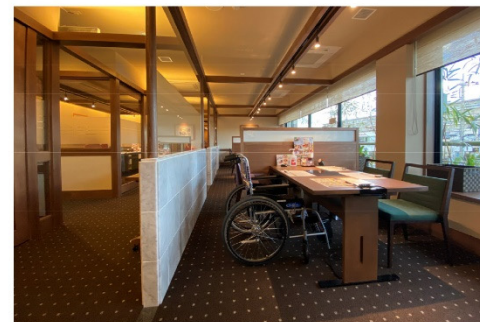
・カウンター型のラーメン店の通路（有効幅員120cm）



・和食レストラン広間の通路（有効幅員150cm（椅子間））



・薬局のカウンター前の通路（有効幅員100～180cm）



・和食レストランの通路（有効幅員150cm（写真左側））

③ 待合

- ・サービス店舗や飲食店舗等の待合には、高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備（ベンチ等）を設ける。
- ・車椅子使用者や乳幼児連れの利用者（ベビーカー）に配慮したスペースを確保する。（ベンチ等の移動による対応も可とする。）
- ・車椅子使用者に配慮した待合スペースの幅は、車椅子1台につき90cm以上とし、奥行きは120cm以上とする。（可動式の椅子を取り外してスペースを設けることも可能とする。）

2.12 店舗内部

④ 便所、洗面所

- ・便所、洗面所については、2.7 便所、洗面所を参照。

(2) 部品・設備等

① 会計（レジ）、サービスカウンター

- ・円滑なお金のやりとりができるよう、全てのレジは、利用者から金額表示が見えるようにする。
- ・以下の場合には、立位で使用する会計カウンターのほかに、高齢者、障害者等が利用できるローカウンターを1以上設ける。
 - ・物販店舗で、複数の会計カウンターがある場合
 - ・多数の高齢者、障害者の利用が想定される建築物（病院等）にある店舗
 - ・無人レジ（セルフレジ。顧客が自分で商品バーコードをスキャンして会計をするレジ）のみの店舗
- ・高齢者、障害者等が利用できるローカウンターの下端の高さは65～70cm程度、上端の高さは70～75cm程度、カウンター下部スペースの奥行きは45cm以上とする。

留意点：杖・傘ホルダー

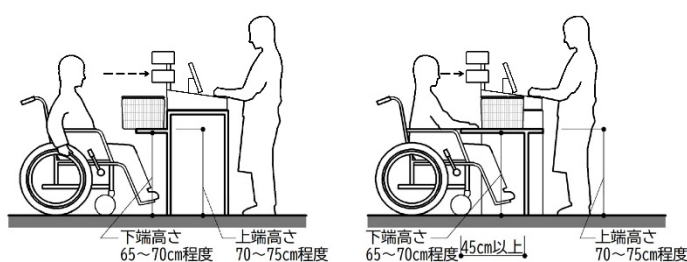
- ・レジやサービスカウンターにおいて、高齢者、障害者等の杖利用者が杖を置くことができる、杖ホルダーを設置又はテーブルの一部にくぼみ等を設けると使いやすい。

<設計例>

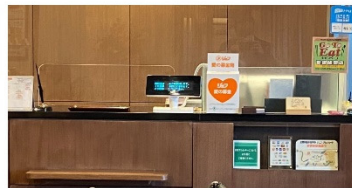


- ・サービスカウンターを設ける場合には、車椅子使用者をはじめ、高齢者、障害者等が利用しやすいローカウンターを1以上設ける。
- ・高齢者、障害者等が利用できるローカウンターの下端の高さは65～70cm程度、上端の高さは70～75cm程度、カウンター下部スペースの奥行きは45cm以上とする。
- ・カウンター・記載台については、2.14 C カウンター・記載台・作業台・事務机等を参照。

<会計カウンターの例>



<設計例>



・利用者から金額表示が見えるレジ



・理容所の会計に設けられたハイカウンターとローカウンター（下端高さ：65cm、上端高さ：75cm）

② 発券機（番号札、食券等）、給茶機、自動販売機、ATM（現金自動取引装置）

・ 2. 1 4 D 水飲み器・自動販売機、発券機（番号札、食券等）等を参照。

③ 乳幼児用設備

- ・授乳のためのスペースを設けることが望ましい。
- ・授乳のためのスペースには、授乳のための椅子、乳幼児用おむつ交換台等を適切に設ける。
- ・その他については、2. 1 4 F 乳幼児用設備を参照。

④ 照明

・通行に支障のない明るさ、むらのない明るさを確保できるよう、照明設備を設ける。

(3) 仕上げ等

- ・床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。
- ・床の表面は、転倒に対して衝撃の少ない材料で仕上げるのが望ましい。
- ・車椅子の操作が困難になるような毛足の長い絨毯を、床の全面に使用することは避ける。

(4) 案内表示・情報伝達設備等

- ・エレベーター、便所の付近には、エレベーター、便所があることを表示する表示板（標識）を設ける。
- ・表示板は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設ける。
- ・表示板は、ピクトグラム等の表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容がJIS A 8210 案内用図記号に定められているときは、これに適合するもの）とする。

2.12 店舗内部

- ・案内表示等は、視覚障害者や車椅子使用者が認識しやすいよう、取り付け位置・高さ、照明等に配慮したものとす。

留意点：供用開始後の商品量の増加にも対応した案内表示の設置

- ・物販店舗の売場の案内表示等は、供用開始後に商品量が多くなった場合でも車椅子使用者等が認識しやすいよう、あらかじめ取り付け位置・高さに配慮したものとすることが望ましい。
- ・案内表示等は、大きめの文字を用いる、漢字以外にひらがなを併記する、図記号等を併記する等、高齢者、障害者等にわかりやすいデザインとする。
- ・壁、床、天井等に設ける案内表示は、文字・図記号と、図、背景の色の明度、色相又は彩度の差を確保したものとす。

〈留意点：床サイン表示等の維持管理〉

- ・床サイン表示等については、汚れや摩耗等へのメンテナンスに留意する。
- ・案内板・表示板等については、2.14 G 案内表示を参照。

2. 1 2. 2 物販店舗の設計標準

(1) 有効幅員、空間の確保等

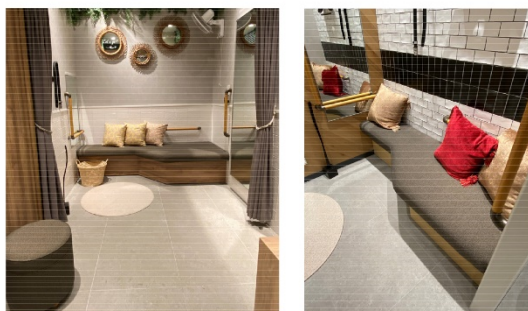
① 試着室

- ・車椅子のまま入ることができるよう、試着室の床には段差を設けない。
- ・試着の際に靴の履き替えや腰掛ける必要がある場合には、広めの試着室を設け、手すり付きの椅子を用意することが望ましい。
- ・車椅子やベビーカーがそのまま試着室に入る広さ（120cm以上×90cm以上）を確保することが望ましい。
- ・試着室内に椅子を設ける場合には、車椅子使用者が容易に移乗できるよう、椅子の座面高を42～45cm程度とすることが望ましい。
- ・試着室の前室に介助者等の待合スペースを設けることが望ましい。
- ・車椅子のまま試着できるよう、店舗内通路やコーナーの一部にカーテン等による仕切りを設け、工夫することが望ましい。

留意点：複合店舗内の共用の試着室

- ・複合店舗で構成されている同一フロアや隣接店舗等において、広めの共用試着室を設けることは、複数の各店舗にとって効果的・効率的な取り組みである。

<設計例>



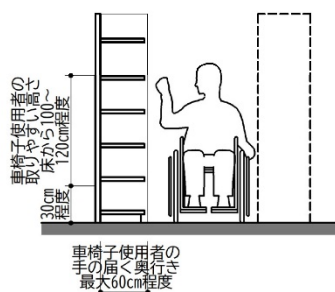
- ・車椅子使用者をはじめ高齢者、障害者等が利用できる試着室

(2) 部品・設備等

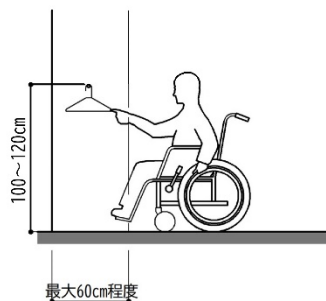
① 商品棚等

- ・商品棚やハンガーラック等は、車椅子使用者が選びやすく、手に取りやすい高さ・奥行きとすることが望ましい。

<商品棚の例>



<ハンガーラックの例>



2-223

2.12 店舗内部

② 休憩用設備

- ・高齢者、障害者等の休憩の用に供するスペースや設備（ベンチ等）を適切な位置に設けることが望ましい。
- ・ベンチや休憩のためのスペースは、通行の妨げにならないように配慮する。

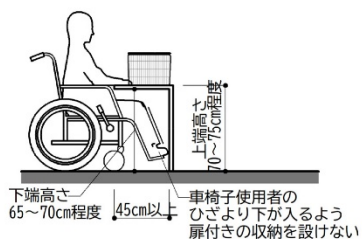
留意点：休憩用設備等

- ・長い通路や広い空間に接する場所に、ベンチ等の休憩用設備を設けると、一度に長い距離を歩行するのが困難な利用者が休憩することや、歩行負担を軽減することができる。

③ サッカー台

- ・車椅子使用者をはじめ、高齢者、障害者等が利用できるサッカー台（購入済みの商品を袋に詰めるための台）及びサービスローカウンターを1以上設ける。
- ・車椅子使用者が利用できるサッカー台及びサービスローカウンターの下端の高さは65～70cm程度、上端の高さは70～75cm程度、カウンター下部スペースの奥行きは45cm以上とする。
- ・カウンター・記載台については、2.14 C カウンター・記載台・作業台・事務机等を参照。

<サッカー台の例>



<設計例>



- ・サッカー台（上端高さ：72cm、下端高さ：68cm）

2. 1 2. 3 飲食店舗の設計標準

(1) 有効幅員、空間の確保等

① 車椅子使用者等が利用できる席

- ・車椅子使用者が車椅子のまま食事ができるよう、原則として可動式の椅子席とする。
- ・固定席を設ける場合には、可動式の椅子席を併せて設ける。ただし、客席総数の1/2以上の席を可動式の椅子席とすることが望ましい。
- ・可動式の椅子席を設けるとともに、テーブルも可動式とすることで、レイアウト変更や車椅子使用者の通路幅員の確保等ができるようにすることが望ましい。
- ・可動式の椅子席等は、車椅子使用者と同伴者、又は2人以上の車椅子使用者が同時に利用できるものとするのが望ましい。
- ・可動式の椅子席等は、車椅子使用者だけに特別に対応するものではなく、他の利用者も共通して利用できるものとして設けるのが望ましい。
- ・知的障害者、発達障害者、精神障害者等が落ち着いて食事を行うことや、子ども連れの方が安心して食事を行うこと等、多様なニーズへの対応として個室（簡易な仕切りや間仕切等を含む）を用意することが望ましい。

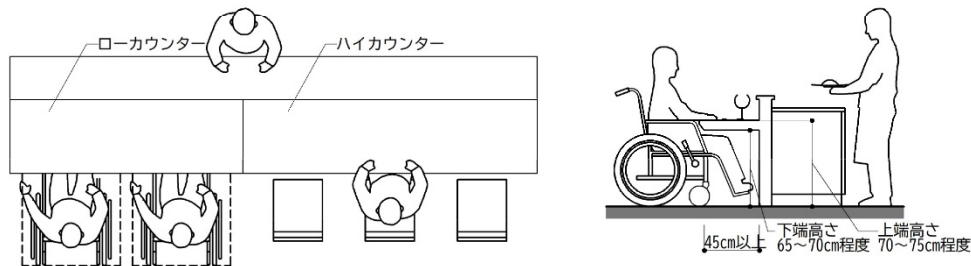
留意点：高齢者、障害者等に使いやすい椅子席の設置に向けて

- ・椅子が固定された席（固定ブース席を含む）や座敷の席は、一般的に車椅子使用者がアクセスしにくいだけでなく、歩行困難者や高齢者等にも使いづらい場合もある。
- ・椅子を動かすことができれば、車椅子使用者は椅子に移乗することなく、車椅子のまま席を利用することができる。

留意点：カウンター型の飲食店舗の座席

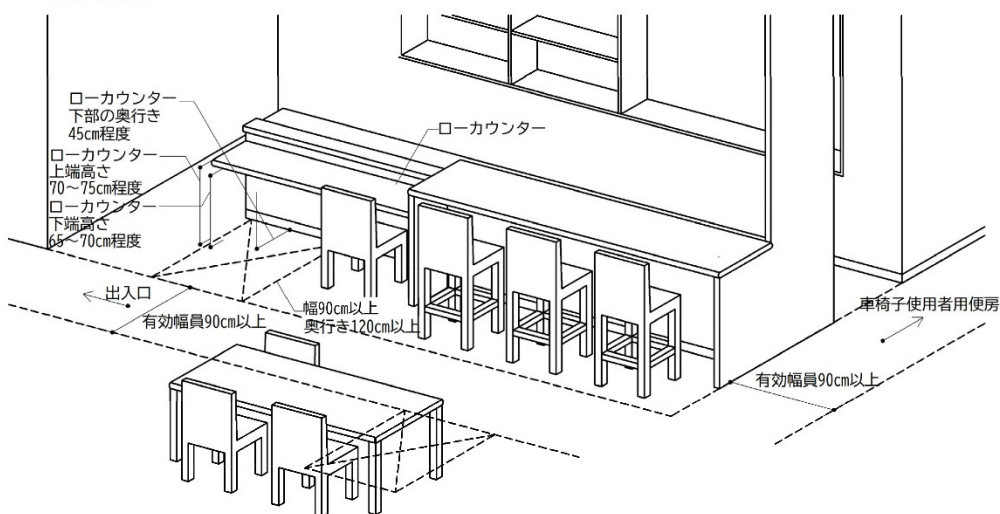
- ・車椅子使用者や座面の高い椅子を使えない人に配慮し、カウンター席は、可能な限りローカウンター席も設ける。
- ・ローカウンター席は、車椅子使用者がアクセスしやすい位置に設けることが望ましい。

<カウンター型の飲食店の例>



2.12 店舗内部

< 飲食店の例 >



< 設計例 >



・可動式の椅子席（テーブル席）



・可動式の椅子席（カウンター席）
カウンターの下端高さ：68cm、上端高さ：75cm、奥行き：49cm

(2) 部品・設備等

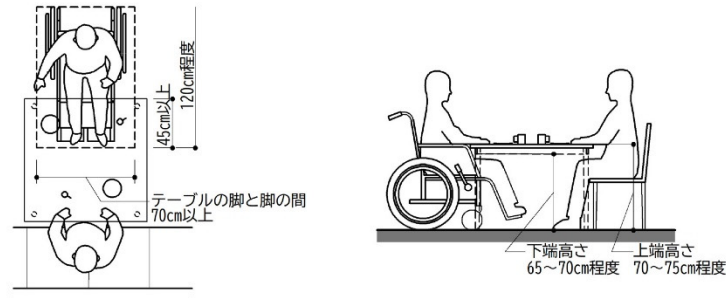
① テーブル・カウンター、可動式の椅子

- ・テーブル、カウンターの下端の高さは65～70cm程度とし、上端の高さは70～75cm程度とする。
- ・テーブル、カウンター等の下部スペースの奥行きは45cm以上とし、車椅子使用者が席を利用するための奥行きは120cm以上とする。
- ・車椅子使用者がテーブルに接近できるよう、テーブルの脚の位置は、両脚の間隔（内法）を70cm以上とするか、又は両脚のない中央柱脚とする。

留意点：高齢者、障害者等の施設用途等を踏まえた家具の設定

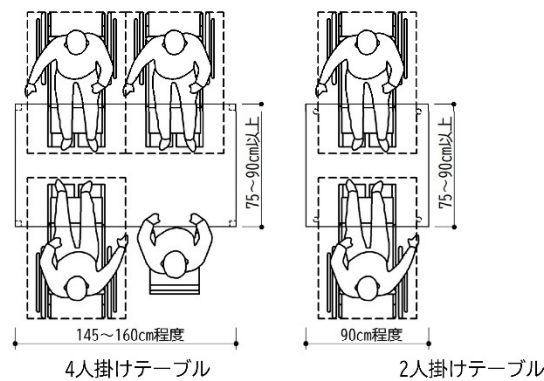
- ・高齢者、障害者等の施設用途を踏まえて、一定の利用者の特性や体格等を考慮して、座席のテーブル・椅子の高さ等は個別に設定する場合もある。

<可動式の椅子席の例>



- ・テーブルと椅子をレイアウトする場合には、車椅子利用者でも利用可能なテーブルの大きさや通路幅を踏まえて、全体計画を行う。
- ・車椅子利用者の利用できるテーブルの寸法は、下記の通りとし、選定するのが望ましい。
 - ・4人掛け：幅145～160cm程度×奥行き75～90cm程度
 - ・2人掛け：幅 90cm程度×奥行き75～90cm程度
 - ・いずれもテーブル下端高さ65～70cm程度、上端高さ70～75cm程度とする。

<テーブルの寸法例>

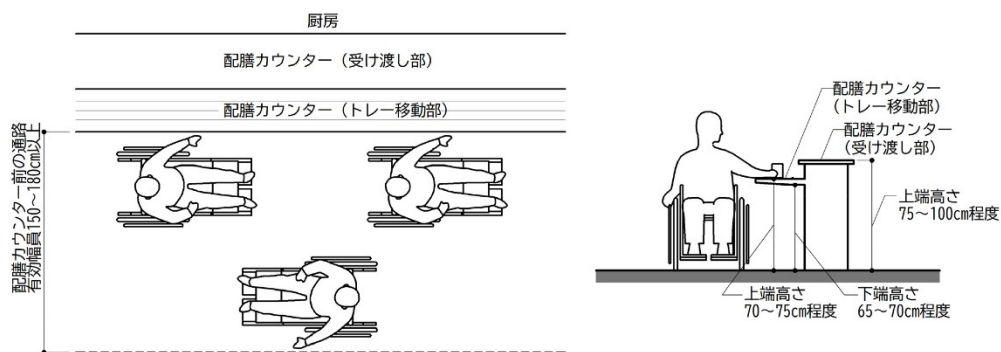


② 配膳カウンター、ドリンクカウンター

- ・配膳カウンターの高さは、車椅子利用者が利用できるよう配慮したものとすることが望ましい。
- ・配膳カウンターの下部の奥行きは、車椅子利用者の膝が入るスペースを確保することが望ましい。
- ・セルフサービスの飲食店舗やフードコート等の呼び出しを行うカウンターには、音声による呼び出しとあわせて、振動等で呼び出しを伝える室内信号装置を設けることが望ましい。
- ・配膳カウンター前の通路は、カウンター待ちの背後の通行を考慮し、150～180cm程度を確保する。
- ・カウンターについては、2. 1 4 C カウンター・記載台・作業台・事務机等を参照。

2.12 店舗内部

<配膳カウンターと通路の例>



③ 冷蔵庫、棚

- ・セルフサービス方式の場合、冷蔵庫や棚の扉は引き戸であることが望ましい。

(3) 仕上げ等

- ・床の表面は、濡れても滑りにくい材料で仕上げる。

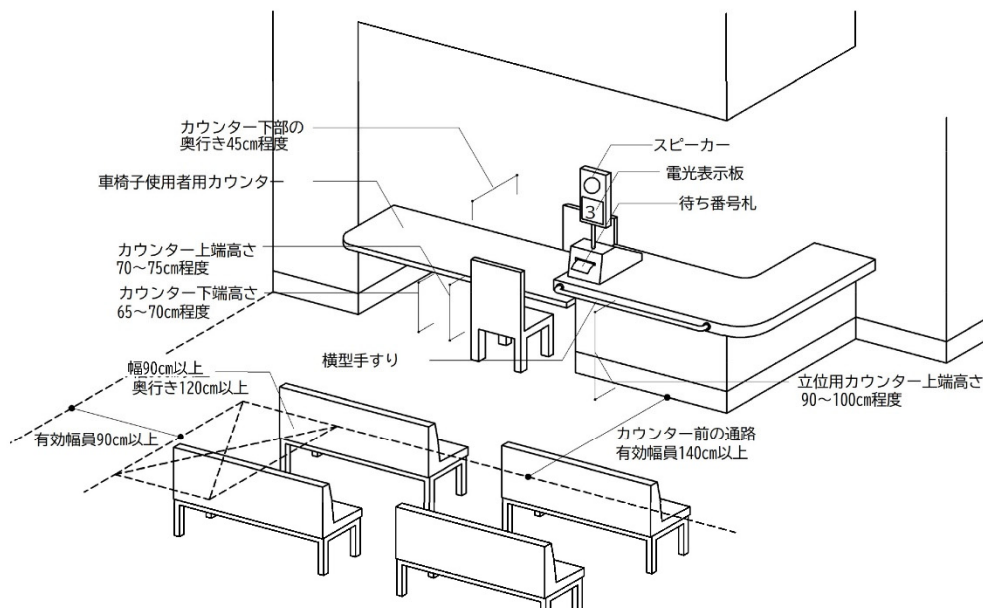
2. 1 2. 4 サービス店舗の設計標準

(1) 部品・設備等

① サービスカウンター・記載台

- ・立位で使用するサービスカウンター・記載台等には、高齢者、障害者等が利用できるローカウンターを併せて設ける。
- ・高齢者、障害者等が利用できるローカウンターの下端の高さは65～70cm程度、上端の高さは70～75cm程度、カウンター下部スペースの奥行きは45cm以上とする。
- ・銀行、薬局等の呼出しを行うカウンターには、音声による呼び出しとあわせて、電光表示板等を設ける。
- ・カウンター・記載台については、2. 1 4 C カウンター・記載台・作業台・事務机等を参照。
- ・番号札発券機・電光表示板については、2. 1 4 I 情報伝達設備(1)を参照。

<サービス店舗の例>

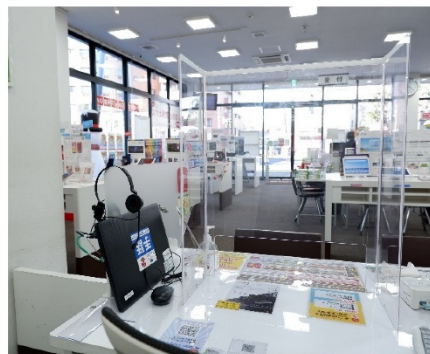


2.12 店舗内部

<設計例>



- ・ローカウンター（下端高さ：70cm、上端高さ：73cm、奥行：40cm）



- ・出入口からアクセスしやすいローカウンター



- ・薬局に設けられたローカウンター（下端高さ：73cm、上端高さ：76cm）



- ・理容所に設けられた、車椅子のまま調髪ができるスペース

2. 1 2. 5 改善・改修のポイント

店舗内部の改善・改修にあたっては、2. 1 2. 1～2. 1 2. 4に基づき、改善・改修することが望ましいが、特に以下の点に配慮する。

(1) 通路の有効幅員、空間の確保等

- ・店舗の用途と通路の性格に応じ、通路の有効幅員を確保する。

留意点：通路の有効幅員の確保

- ・少しでも有効幅員を広げるためには、通路に突出している設備・備品を整理する等、使用状況等も含めて、改善することが望ましい。

- ・主要な経路上には、原則として段差を設けない。
- ・やむを得ず段差が生じる場合には、傾斜路又は段差解消機を設置する。
 - ・傾斜路又は段差解消機を設置できない場合には、車椅子可搬型スロープ等を準備し、従業員による支援との組み合わせにより対応する。

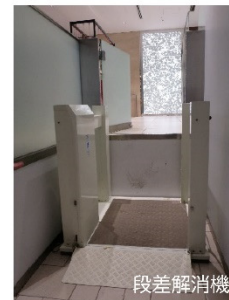
<設計例>



インターホン



段差解消機スペースのドア



段差解消機

- ・改修によりレストランの出入口手前の階段に併設された段差解消機（ホテル内の店舗）



- ・改修によりレストランの出入口手前の階段に併設された傾斜路（ホテル内の店舗）

(2) 仕上げ等

- ・床の凹凸を解消し、平滑な仕上げとする。

(3) 便所、洗面所

- ・便所、洗面所については、2. 7. 5 改善・改修のポイントを参照。

4. 小規模店舗に係る建築設計標準

2016年4月1日より施行された障害者差別解消法では、会社やお店などの事業者に対して、障害者から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することが求められている。

生活利便施設である店舗の多くは、2,000㎡未満の小規模店舗が大半を占めることに鑑み、小規模店舗における店舗内部の障壁となっている入口の段差解消、扉幅の確保、可動席の設置等のバリアフリー整備を進めるため、建築設計標準（ガイドライン）を策定した。高齢者・障害者等を含め、だれもが、小規模店舗を利用しやすい環境を整備するため、本ガイドラインが店舗事業者や従業員等の皆さまに広く活用され、店舗のバリアフリー化に取り組むことが求められる。

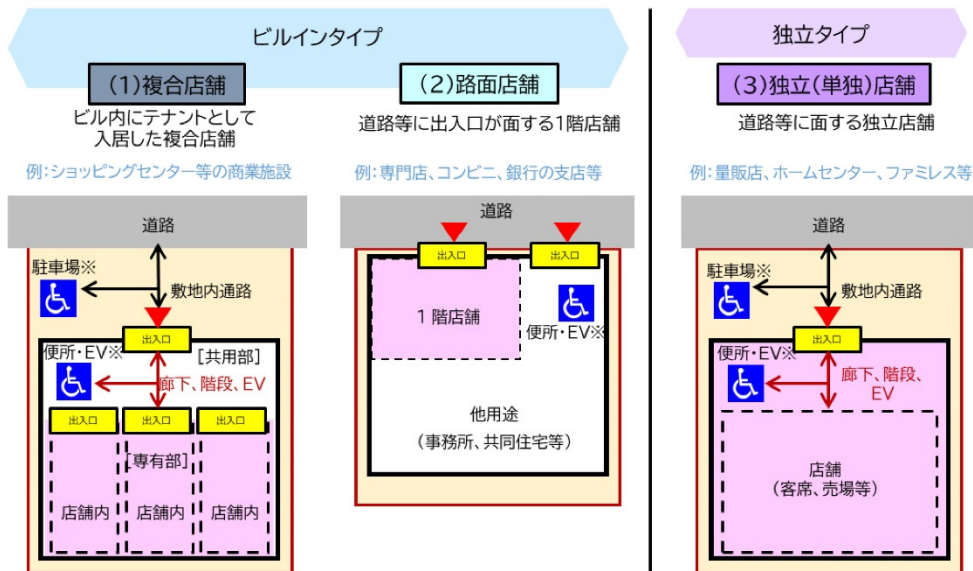
① 小規模店舗の用途区分

店舗の用途区分については、店舗の利用シーンに応じたバリアフリー対応の観点から、9つの業種、複合店舗、路面店舗、独立店舗の3つの店舗形態に区分して整理する。

○業種

用途	業種	用途	業種	用途	業種
物販店舗	スーパーマーケット、量販店、ホームセンター、書店等	飲食店舗	テーブル型飲食店 (ファミリーレストラン、居酒屋、料理店(和・洋・中)等)	サービス店舗	銀行・郵便局等
	コンビニエンスストア、日用品販売店等		カウンター型飲食店 (ラーメン店、回転寿司、牛丼チェーン等)		薬局、クリーニング店、質屋等
	専門店(衣料品店、靴店、眼鏡店等)		セルフサービス型飲食店 (ファーストフード、コーヒーチェーン等)		理容所、美容所

○店舗形態



② 小規模店舗の利用シーンに応じた単位空間

建築設計標準の「第2部 第2章 単位空間等の設計」等は、店舗の利用シーンに応じて以下のA、B、Cの3区分の単位空間等の各項目ごとに整理している。

- A：店舗への移動等 ：店舗までの経路・男女共用トイレ等
 B：店舗内部の移動等 ：来店後に店舗を利用するためのハード対応
 C：ソフト面の工夫 ：案内誘導等の人的対応、情報提供等

【店舗の利用シーン】

HP閲覧・予約等	事前に店内情報を調べる
敷地内通路	道等から建物出入口まで移動可能
駐車場がある場合	車椅子使用者が利用できる
店舗出入口(非接触決済)	誰でもお店に入ることができる
店内での移動	店内でスムーズに移動できる
トイレがある場合	車椅子使用者等が利用できる
着席	楽しく食事ができる(飲食店舗) 待合・相談等ができる(サービス店舗)
買い物	楽しく買い物ができる(物販店舗)
店員とのコミュニケーション	必要なサービスが受けられる
支払い等	スムーズな支払い等ができる。



【単位空間等の設計】

以下の赤字は建築設計標準の該当箇所

A 店舗への移動等

第1部第2章単位空間等の設計

A1	敷地内の通路	2.1
A2	駐車場	2.2
A3	建築物の出入口	2.3
A4	案内表示	2.14
A5	廊下、階段	2.5
A6	エレベーター・エスカレーター	2.6
A7	車椅子使用者用便房等	2.7
A8	店舗の出入口	2.8

B 店舗内部

第2部第2章2.12店舗内部

B1	待合スペース
B2	発券機、自動販売機、給茶機等
B3	通路(共通事項)
B4	通路+商品陳列(棚又はハンガーラック等)
B5	通路+客席(テーブル又はカウンター+椅子)
B6	配膳カウンター、ドリンクカウンター
B7	サービスカウンター、記載台
B8	試着室
B9	ATM
B10	車椅子使用者用便房等(専用) ※A7に記載 2.7
B11	会計カウンター、レジ等

C ソフト面の工夫

第1部第1章1.1(2)管理運営上の配慮

C1	来店前の情報提供・予約
C2	備品の対応、貸し出し
C3	店内の案内、誘導、コミュニケーション
C4	会計、商品引き渡し

③ 用途区分に応じた単位空間等について

「A. 店舗への移動等の単位空間等」は店舗形態に応じて、「B. 店舗内部の移動等の単位空間等」については業種に応じて、それぞれ求められるバリアフリー対応が異なるため、店舗形態、業種ごとに、バリアフリー対応が必要となる項目を整理した。また、「C 利用シーンに応じたソフト面の工夫」については、店舗形態、業種によらず共通である。

下表は、それぞれの店舗に必要と考えられる各整備項目について、建築設計標準の第1部や第2部の該当箇所が参照できるように示している。

以下の赤字は建築設計標準の該当箇所

A 店舗形態に応じた店舗への移動等の単位空間等

第2部第2章単位空間等の設計

店舗形態 店舗へのアクセス等	ビルインタイプ (1) 複数店舗	独立タイプ	
		(2) 路面店舗	(3) 独立(単独)店舗
A1 敷地内の通路 2.1	○	○	●
A2 駐車場 2.2	●	—	●
A3 建築物の出入口 2.3	●	●	●
A4 案内表示 2.14	●	○	●
A5 廊下、階段 2.5	●	—	●
A6 エレベーター・エスカレーター 2.6	●	—	○
A7 便所、洗面所(共用) 2.7	●	○	—
A8 店舗の出入口 2.8	●	● A3と共通	●

C 利用シーンに応じたソフト面の工夫

第2部第1章1.1(2)管理運営上の配慮

C1	来店前の情報提供・予約
C2	備品の対応、貸し出し
C3	店内の案内、誘導、コミュニケーション
C4	会計、商品引き渡し

【凡例】●:対象となる整備、○:対象となる整備となる場合もある

B 業種に応じた店舗内部の単位空間等

物販店舗 飲食店舗 サービス店舗

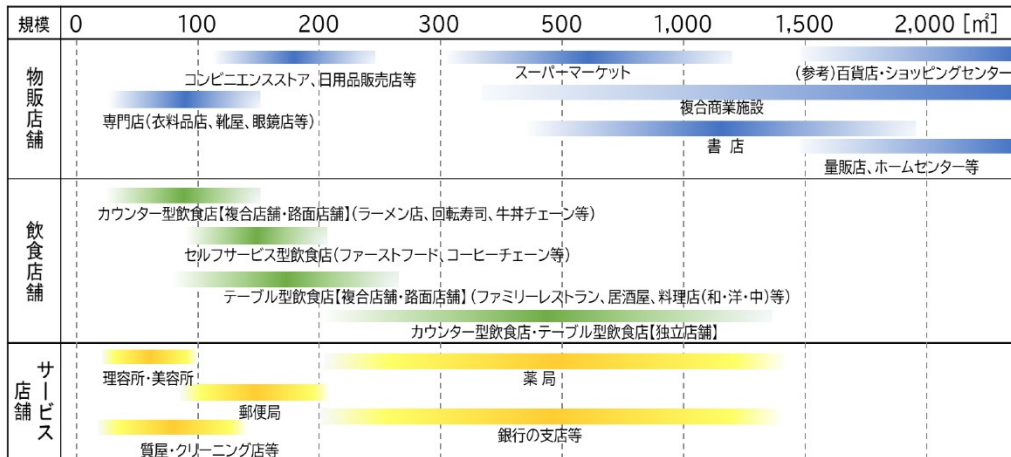
店舗内部の単位空間等 第2部第2章2.12店舗内部	店舗内を自由に移動しながら、買い物を行う			客席まで案内を受けて、着座して食事する		一定のルートに沿って自ら通路を移動してサービス等を受ける				
	量販店、ホームセンター、書店等	スーパーマーケット、売店等	コンビニ、日用品販売店、靴店、眼鏡店等	専門店(衣料品店、靴店、眼鏡店等)	飲食店 テーブル型	飲食店 カウンター型	セルフサービス型 飲食店	銀行、郵便局等	薬局、クリーニング店、質屋等	理容所、美容所
B1 待合スペース					○	○	○	●	●	●
B2 発券機、自動販売機、給茶機等					●	●	●	●	●	
B3 通路(共通事項)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
B4 通路+商品陳列(棚又はハンガーラック等)	●	●	●	●						
B5 通路+客席(テーブル又はカウンター+椅子)					●	●	●			
B6 配膳カウンター、ドリンクカウンター					○		○			
B7 サービスカウンター、記載台	○							●		
B8 試着室				●						
B9 ATM	○	○						●		
B10 車椅子使用者用便房等(専用)※A7に記載	●	●			●	●	●	○		○
B11 会計カウンター・レジ等	●複数	●	●	●	●	●	●	●	●	○

【凡例】●:対象となる整備、○:対象となる整備となる場合もある

④ 業種別の規模分布

店舗の規模は、下図に示すように店舗の業種に応じて一定の範囲に分布している。

それぞれの店舗の規模区分を踏まえつつ、店舗形態、業種ごとの店舗の用途区分に応じて、ハードとソフトの両面から効果的なバリアフリー対応の検討を行い、積極的に取り組むことが必要である。



・各業種の出店募集に基づき整理。複合商業施設、百貨店、ショッピングセンターは、設計事例や関係団体からの意見に基づき整理。郵便局、銀行の支店等は、小規模店舗に係るバリアフリー化の実態調査の結果に基づき整理。
 ・百貨店、ショッピングセンター、複合商業施設は、複数の店舗の合計の床面積で記載している。

なお、店舗事業者・従業員向けに「小規模店舗のバリアフリー化」を取り組んで頂くために、配布している概要パンフレットは、次ページ以降に示す。